政令第　　号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第八項及び第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の表の一の項の㈡中「四千三百四十円」を「三千三十円」に改め、同表の備考一中「四十円」を「三十円」に改める。

第二十九条の表の二の項の㈡中「五千二百円」を「三千九百円に、未認定遊技機一台ごとに三十円を加算した額」に、「額）に」を「額に」に、「）を加算した額」を「）を加算した額）」に改める。

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

理　由

遊技機の認定等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み、遊技機の認定等に係る手数料の標準を改める必要があるからである。